

地方競馬全国協会 会報

第 292 号 平成 19 年 8 月

目 次

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

人事

平成 19 年 8 月

できごと

平成 19 年 7 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 19 年 7 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	37	3	1	7			3
馬	365	270	0		203	9	6

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	199	1	200	1	201
3 歳	124	0	124	0	124
4 歳	21	0	21	0	21
5 歳	10	0	10	0	10
6 歳以上	9	0	9	0	9
計	363	1	364	1	365

ただし、登録事項の変更及び抹消については 7 月中に事務処理済みの件数である。

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則（平成三十七年度達第四号）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この達は、平成十九年八月十四日から実施する。

（原文縦書）

新	旧
<p>第三条の三（略）</p> <p>2 方法書第四条第三項第一号に規定する協会が別に指定する組合契約で定める事項及び当該組合契約が満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 組合契約が満たすべき基準</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ク（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第三条の三（略）</p> <p>2 方法書第四条第三項第一号に規定する協会が別に指定する組合契約で定める事項及び当該組合契約が満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 組合契約が満たすべき基準</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ク（略）</p> <p><u>ケ 組合員のうち他の法人格なき組合である馬主の組合員に該当する者がいないこと。ただし、当該組合員が個人である馬主の登録を受けている者であるときは、この限りでない。</u></p>

人 事

地方競馬全国協会役員の人事異動について

【再任】（平成 19 年 8 月 1 日付け）

会長 山田 榮司

【再任】（平成 19 年 8 月 1 日付け）

常務理事 信國 卓史

できごと

平成 19 年 7 月

7 月 9 日 第 2 回馬主登録審査委員会